■令和7年度個人市・県民税のお知らせ

あなたの税が暮らしを支えています

税務課☎(88)9124

市税は、まちづくりを進めていく上で大切な財源です。医療・福祉、学校教育、環境衛生、道路や公共施設の整備など、身近な公共サービスを提供するために大きな役割を果たしています。今月号では、皆さんの暮らしを支える、個人市・県民税についてお知らせします。

税額は均等割額と所得割額の合算

個人市・県民税は、下の図のとおり、均等割額と所得割額を合算して算出します。

均等割額　市や県の行政サービスに要する経費の一部を皆さんが均等に負担するもの。税額は市・県民税を合わせて年額5000円

所得割額　前年の所得金額から、社会保険料控除額や扶養控除額などを差し引いた金額（課税所得金額）に税率10％を乗じて算出

森林環境税（国税）　森林整備やその促進のため、年額1000円を個人市・県民税と併せて徴収

●個人市・県民税および森林環境税の算出方法

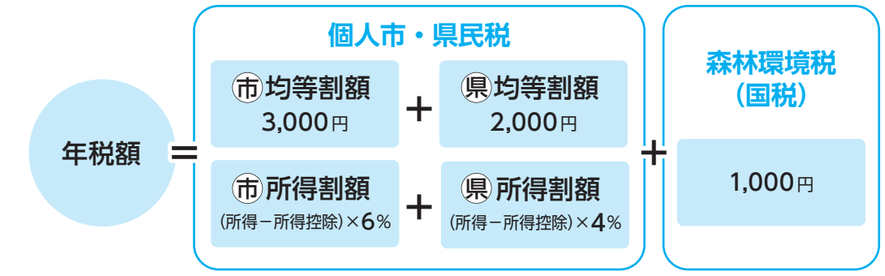

課税基準日は1月1日

令和7年度の納税義務者は、令和6年1月1日から12月31日までに一定の所得があった人で、令和7年1月1日に市内在住の人、または市外在住で市内に事業所や家屋などを持っている人です。

納税方法は特別徴収と普通徴収

給与からの特別徴収

会社などの特別徴収義務者が、給料から個人市・県民税を差し引いて納めます。法令で定める基準に該当する事業主は、全て特別徴収義務者に指定されます。

公的年金からの特別徴収

全ての公的年金の所得に対する税額は特別徴収の対象となり、年金から徴収されます。公的年金以外の所得があるときは「給与からの特別徴収」または納付書で納める「普通徴収」となります。

対象者　令和7年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で前年の年金所得に納税義務がある人

※介護保険料が年金から徴収されていない人や、公的年金の受給額が18万円未満の人を除く

●本年度から初めて公的年金から特別徴収される人

例：令和7年度市・県民税額が60,000円のとき

納付月	6月	8月	10月	12月	令和8年2月
納付額	各15,000円 年税額の4分の1		各10,000円 年税額の6分の1		
納付方法	普通徴収		特別徴収		

●前年度に引き続き公的年金から特別徴収される人

例：令和6年度市・県民税額が66,000円で、令和7年度市・県民税が60,000円のとき

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	令和8年2月
納付額	各11,000円 前年度年税額の6分の1			各9,000円 （年税額－仮徴収税額）の3分の1		
納付方法	仮徴収			本徴収		

普通徴収

農業や自営業の人、給与や年金から個人市・県民税を差し引きできない人は、年4回（6月・8月・10月・1月）それぞれ、納付書や口座振替で納期限までに納めます。

※納税通知書は、6月中旬に郵送します。

納付方法など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

■令和7年度水道・下水道事業会計予算

安全・安心な水環境を目指して

経営課☎(63)7118

水道・下水道事業では、水道料金や下水道使用料などを基に、水道水の安定供給と適正な汚水処理を行っています。今月号では、各事業の令和7年度予算をお知らせします。

●表1　水道事業会計予算

区分		予算額
収益的	収入	20億3,904万円
	支出	20億4,134万円
	収支差額	△230万円
資本的	収入	16億1,265万円
	支出	25億　383万円
	収支差額	△8億9,118万円

●表2　水道事業計画

区分	数値
給水人口（人）	65,770
給水件数（件）	28,509
年間総給水量（㎥）	7,008,627

●表3　下水道事業会計予算

区分		予算額
収益的	収入	21億6,141万円
	支出	21億5,605万円
	収支差額	536万円
資本的	収入	8億2,378万円
	支出	13億4,216万円
	収支差額	△5億1,838万円

●表4　下水道事業計画

区分	数値
接続件数（件）	18,633
年間総排水量（㎥）	4,454,015

令和7年度水道事業会計予算

水道事業会計の予算は、施設の維持管理など事業を経営するための「収益的収支[※1]」と、施設を整備するための「資本的収支[※2]」で編成しています。

収益的収支と資本的収支の予算額は表1のとおりです。

資本的支出には、浄水場の改築や古くなった水道管の取り替え、企業債の償還金などの経費が含まれています。

収益的収支は、本年度の事業計画（表2）を基に編成しており、収支差額は230万円の不足となっていますが、未処分利益剰余金[※3]により補填する予定です。

資本的収支の不足額8億9118万円は、減価償却費[※4]などから生じる損益勘定留保資金[※5]などで補填する予定です。

令和7年度下水道事業会計予算

下水道事業会計の予算も「収益的収支」と「資本的収支」で編成しています。

収益的収支と資本的収支の予算額は表3のとおりです。

資本的支出には、内水排水処理施設の整備や下水道管の布設、企業債の償還金などの経費が含まれています。

収益的収支は、本年度の事業計画（表4）を基に編成しており、収支差額は5億1838万円は、減価償却費などから生じる損益勘定留保資金などで補填する予定です。

今後も水道・下水道事業の経営健全化や、計画性・透明性の確保に努めていきます。

※1　収益的収支
施設の運転・管理・修繕など、事業を経営するための経費とその財源

※2　資本的収支
施設を建設・整備するための経費とその財源

※3　未処分利益剰余金
使途、目的などが特定されていない利益剰余金

※4　減価償却費
施設などの資産価値の目減り分を毎年の費用として計上したもの

※5　損益勘定留保資金
減価償却費など実際の現金支出を伴わない自己財源

軽自動車税の納期限は6.2（月）です

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に登録のある車両の所有者（ローン購入の場合は使用者）に課税される税金です。

車検証に記載されている初年度検査から13年を経過した車両は、経年重課の税率（標準税率より約20％の増税）が適用されます。

☞税務課☎(88)9123